

発 明 文 化 論

〈第 61 回〉

丸山 亮

政策の所有権

小沢一郎氏が民主党とたもとを分かって新党を作り、「国民の生活が第一」を党名にしたとき、民主党は従来使っていたこのキャッチフレーズを、宣伝カーや事務所の看板から消すほかなかった。そして「動かすのは、決断。」を総選挙用のキャッチフレーズとして新たに採用した。「国民の生活が第一」は小沢氏が民主党の代表だった平成 19 年の参院選から使われていたから、離党後もこのキャッチフレーズはわが物との思いがあったのだろう。もっとも小沢氏のグループは速やかな脱原発を掲げる「日本未来の党」に吸収されたことで、「国民の生活が第一」は党名から消えた。

政党を次から次へと作り、出入りを繰り返してきた小沢氏には、このようなことがしばしば起こる。キャッチフレーズは政策を反映し、さらに時の政局によって政策そのものも、一つの党から別の党へと模倣され、移転されやすい。今度も小沢色の強い政策は、日本未来の党が引き継いでいる。

小沢氏がかつて自由党の党首だったとき、政権党の自民党と政策合意が行われたことがある。消費税の福祉目的税化など、近時の論点につながる両党の合意がなされるのだが、自民党内で総裁選に向けて多数派工作をもくろんでいた梶山静六元官房長官は、合意がきっかけで機会を逸してしまう。このときお株を奪われた梶山氏は、「政策も政治路線も取られた。著作権侵害で訴えたいよ」と発言している（朝日、98.11.23）。

近年選挙のたびに話題となる「マニフェスト」はそもそも英国の真似だが、民主党が平成 22 年の衆院選に先立って発表したマニフェストは、当時の谷垣自民党総裁から自分たちの政策の丸写しだという批判を受けた。

政策の取り合いは海外でも珍しくない。2002 年のフランス大統領選は当時のシラク大統領と、ジョスパン首相との争いになり、ジョスパン陣営はシラク側の公約に対して、われわれが言ってきたことのコピーだという非難を浴びせている。

フランスにはもともとアイデアを独自に生んだものはそれを所有できるとする自然権の思想があり、無審査が基本の特許制度にも反映されている。大革命の混乱が続く 1790 年、国民議会に特許法案が提出される。その提案書は、人の思想に犯すことのできない所有権があることを述べている。政治家たちが思想の結実である政策に所有権を主張するのは、理由のないことではない。

ところで今日、政策が仮に知的創造物であるとして、それには独占的な所有権が認められるのだろうか。まず、政策の新規性が問われるだろう。情報化が進んで世界のあらゆる試みは先例となり、容易に取り込むことができる。ツイッターでつぶやいた政策はキーワードを頼りにすぐ統計処理されて、社会の関心がどこにあるかを知る手がかりとなる。政策の違いは多くの場合、いろいろあるパレットからどの色を選ぶかの違いにしかならない。ただ、ツイッターやフェイスブックの利用が広がってくると、一見無責任な言いつばなしの主張の中に、新しい政策の萌芽がないともいえない。

もし目新しい政策が出てきたときには、それを独占的に主張できるのだろうか。公開して行われた政治上の演説などは、著作権法上、原則自由な利用が可能となっているように、公共の政策は独占になじまない。知的所有権を認めるとしても、社会の利便と権利の独占とはバランスが図られる原則から、公共性の強い政策は独占すべきでないという結論になる。けれども商品や役務の出所と品質を保証するため商標が重要であるのと同様、政策を分かりやすく表現したキャッチフレーズにも、一定の識別力が求められるだろう。都知事選に立候補した中松義郎氏は「平成維新の会」を商標登録しているが、こうした動きが強まるかもしれない。

（まるやま りょう 共生国際特許事務弁理士）